

保育士さんの就労を 応援します！

山口県内の保育所等において保育士として2年間
従事すると、**全額返還免除** となります。

募集期間
平成29年7月21日(金)から平成30年1月31日(水)まで



☆就職準備金貸付

潜在保育士が、保育士として再就職するための準備に必要な費用をお貸しします。

貸付対象者	平成28年10月11日以降に※保育所等に保育士として週20時間以上勤務を始めた保育士で、次の全てに該当する方 ・保育士登録後1年以上経過した方又は保育士登録が行われてからの期間が1年未満のうち、養成施設の卒業若しくは保育士試験の合格から1年以上が経過した方 ・保育所等を離職後1年以上経過しているか、又は全くの実務経験がない方 ・山口県福祉人材センターもしくは山口県保育士バンクに登録を行う方(登録は裏面記載のホームページから行えます。) ※就職準備金の用途の例: 通勤に使用する自転車の購入費、勤務に使用する被服費など		
貸付額	200,000円以内(1人一回限り)		

☆保育料の一部貸付

未就学児を持つ保育士が、保育士として勤務するときの子どもの保育料の一部を貸付けます。

貸付対象者	未就学児を保育所等に通所させ、週20時間以上勤務している保育士で、平成28年10月11日以降に保育所等に新たに勤務を始めた方又は保育所等に勤務している方で産後休暇・育児休業から復帰する方		
貸付額	月額27,000円以内 <small>(未就学児の保育料の半額・未就学児が何人いても上記の額以内)</small>	貸付期間	12ヶ月以内

☆子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

未就学児を持つ保育士が、保育士として勤務するときの子どもの預かり支援事業(ファミリーサポートセンター事業、ベビーシッター派遣事業等)の預かり支援に関する事業を利用した料金の半額を貸付けます。

貸付対象者	保育所等に雇用されている保育士の方で以下のいずれも該当する方 ・未就学児を持ち、保育所等を利用している方 ・保育所等における勤務時間帯(早朝勤務や時間外保育等)により、ファミリー・サポート・センター事業、その他の子どもの預かり支援に関する事業を利用される方		
貸付額	年額123,000円以内	貸付期間	最長2年

※保育所等とは

- 1 保育所
- 2 幼稚園のうち教育時間の終了後等に預かり保育を常時実施している施設又は「認定こども園」への移行を予定している施設
- 3 認定こども園
- 4 家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業
- 5 病児保育事業
- 6 一時預かり事業
- 7 離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- 8 認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育を行っている施設
- 9 企業主導型保育事業



貸付金の返還の免除

1 全額免除

○県内の保育所等において児童の保育等に従事し、かつ、2年間引き続きこれらの業務に従事したとき。

注①災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。

注②従事する事業所の法人における人事異動等により、借受者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入する。

○業務に従事している期間中に死亡し、又は心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。(注:事由により一部免除となりうる場合があります。)

2 一部免除

○一部免除は、保育所等に1年以上継続して従事し、全額免除に該当しない場合、その勤務期間に応じて一部免除されることがあります。

貸付金の返還

次の場合は、貸付金を返還していただくこととなります。(返還する金額は、継続して従事された期間等の状況によって一部が免除される場合があります。)

○県内の保育所等で、2年間引き続き業務に従事しなかったとき。

※返還期間は、返還事由が生じた日の属する月の翌日から起算して貸付を受けた期間の2倍の期間以内です。返還方法は、月賦の均等払いによります。繰り上げ返還や一括返還もできます。

★債務償還の猶予について…災害、疾病その他やむを得ない事由があるときは、履行期限の到来していない債務の償還を猶予できます。

申請の手続き方法

貸付内容や条件等の詳細は、山口県社会福祉協議会山口県福祉人材センターのホームページにてご案内していますのでご確認ください。申請様式等はホームページよりダウンロードしてください。なお、貸付事業を利用可能な施設であるか事前確認を経てから当センターに申請してください。

問い合わせ先・申請先

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 山口県福祉人材センター
保育士就職支援金貸付担当
〒753-0072 山口県山口市大手町9-6
☎ 083-922-6200

●申請方法や申請書類の様式は山口県福祉人材センターのホームページにてご確認ください。
ホームページ <http://www.yamaguchikensyakyoku.jp/jinzaicenter/>